

地域における男女共同参画促進を支援するための アドバイザー派遣事業

- 地方公共団体、地域団体、男女共同参画関連団体が開催する、男女共同参画の視点での地域課題解決を指導・助言するためのセミナー、研修会等に専門家（学識経験者等）を講師として派遣するための、謝金と旅費を内閣府で負担する事業。
- 事業実施主体は、都道府県・政令指定都市・市区町村経由で申請し、内閣府で審査して決定。

＜アドバイザー派遣事業の申請から実施までの流れ＞

意見交換会、勉強会、シンポジウム等の開催を計画

アドバイザーを活用した、地域課題解決のための意見交換会、勉強会、シンポジウム、新たなネットワーク構築のための検討会等の開催を検討します。

アドバイザーの候補者は、各分野について専門的な知識・経験を有する、事業の目的にふさわしい有識者です。

＜地域課題の内容＞

地域おこし、まちづくり、観光、防災、就業・再就業、ワーク・ライフ・バランス、介護、高齢者の社会参画・自立支援、子育て、教育、食育、防犯、環境、外国人との共生等
※配偶者からの暴力被害者支援は除く

アドバイザー派遣事業の申請及び決定

地域団体、男女共同参画関連団体は、最寄りの地方公共団体男女共同参画主管部局に、申請してください。なお、市区町村は申請をとりまとめ、都道府県経由で、都道府県・政令指定都市は申請をとりまとめ、内閣府に提出してください。内閣府で審査し、決定いたします。

意見交換会、勉強会、シンポジウム等の開催

地域課題解決のための意見交換会、勉強会、シンポジウム、新たなネットワーク構築のための検討会等をアドバイザーを派遣して開催。

地域の課題解決に当たっての男女共同参画の促進

（内閣府で負担できる経費）※目安となりますので詳細は個別にお問い合わせ下さい。

- ・講師謝金（定額）
- ・講師旅費（内閣府の既定による）

なお、1か所あたり年3回を限度とします。（東日本大震災関連については、おおむね10回程度まで）